

○忠隈住民センター運営費補助金交付要綱

平成23年3月22日

飯塚市告示第69号

改正 H24-303、H30-77

(趣旨)

第1条 地域住民の福祉と教養の向上のために、忠隈住民センター(以下「センター」という。)の運営を行う楽市校区東社会福祉協議会(以下「社協」という。)に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

2 センターの運営に伴う事前準備のために必要な経費であつて、市長が特に必要があると認めたときは、補助金の申請前に要した経費についても補助金の対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げるものに要する経費の10分の10とし、予算の範囲内で市長が定める。ただし、センターの運営に伴い利用料等の収入が生じた場合は、これを控除した額とする。

(実績報告)

第4条 社協は、補助事業完了後30日以内に、次に掲げる書類を添えて、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(H30-77一改)

- (1) センター運営にかかる経費の収支決算書
- (2) センターの月別利用状況報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(H24-303繰上)

(流用の禁止)

第5条 社協は、補助金をセンターの運営経費以外の用途に使用してはならない。

(H24-303繰上)

(補則)

第6条 書類の様式その他の補助の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(H24-303繰上)

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日 告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の忠
隈住民センター運営費補助金交付要綱第5条の規定は、平成29年4月1日以後に補助金
の交付決定を受けた者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、
なお従前の例による。

別表(第2条関係)

補助金の対象となる経費

| 費 目 | 対 象 経 費 |
|-----|---|
| 人件費 | 事務員賃金 |
| 事業費 | 消耗品費、備品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、 修繕料、施設管理委託料、設備点検委託料、損害保険 料、手数料、その他センターの運営に必要な事業費 |